

## スペインからの家きん肉等の輸入停止措置の解除について

農林水産省は、今般、スペインにおける鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同国からの家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

### 1. 経緯

1. 平成 21 年 6 月、スペインにおける弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N3 亜型）の発生を受け、同国からの家きん肉等の輸入を停止しました。
2. また、停止期間中の平成 21 年 10 月に、同国において強毒タイプ（H7N7 亜型）の発生が確認されました。その後、鳥インフルエンザの発生はありません。

### 2. 対応

今般、スペイン政府から我が国に対し、同国における鳥インフルエンザの発生に係る防疫措置等に関する情報が提供され、同病の清浄性について確認しました。このため、本日付けで同国からの家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

- ・ 発生国又は地域から家きん肉等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

(参考) スペインからの輸入実績 (単位: トン)

	2008 年
家きん肉等	11

出典: 財務省「貿易統計」

関連資料

- ・ スペインからの家きん肉等の輸入一時停止措置について (平成 21 年 6 月 29 日付けプレスリリース)

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/eitai/090629.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、村井

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>